

堺市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市議会議員の請負の状況の公表に関する条例(令和6年条例第5号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書(様式第1号)により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届(様式第2号)により行わなければならない。

(報告等の閲覧)

第3条 条例第4条第2項の規定による報告等の閲覧は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して14日を経過する日の翌日(その日が休日(堺市の休日に関する条例(平成2年条例第20号)第2条第1項に規定する市の休日をいう。以下この項において同じ。)に当たるときは、その日の直後の休日でない日)から5年を経過する日の属する年度の末日までの間、議長が指定する場所においてすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所を告示するものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

堺市議会議長 様

堺市議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする 役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場 合はその旨）	前会計年度に支払を 受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

堺市議会議長 様

堺市議会議員

訂正届

堺市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由